

資 料

テリー・L・クーパー

行政倫理における重要課題

結束した共同の取り組みの必要性

堀 雅 晴 (訳)

1. はじめに¹⁾

私はすでに別のところで、次のように論じてきている。それは重要な研究分野としての行政倫理 (administrative ethics) がおよそ30年の歴史をもち、1970年代中期から始まり (この点では新しい行政学 [New Public Administration] の業績に大いに導かれたこと)、そして1930年代に遡る行政学思想の発展を反映している、と²⁾。この数十年間にわたる行政倫理の学問業績と実務へのその適用は、米国内と世界中の両方で桁外れのスピードと豊富な多様性を伴って拡大してきている。雑誌論文や書籍・教育課程・カンファレンス・トレーニングの数は、あらゆる人々からの熱狂的な期待を上回って激増してきている。行政倫理は一時的な流行を越えて、当該分野に対して自らの持続可能性と中心性を表明している (Cooper 2001, 1-36)。

こうした発展のなかで欠如したままの事柄がある。それは特別のまとまりのある重要なリサーチ課題を継続的かつ体系的な方法で研究するための、研究者のグループによる何らかの結束した取り組みがないことである。膨大な量の関心が存在しているけれども、行政倫理に関するまったく共通点のない学問しか存在しておらず、それは私たちの注目をとらえて離さないような、多様性がありかつしばしばエピソード的な関心を反映したものとなっている。こうした豊かな多様性のある業績の存在が、すべて悪いというわけではない。むしろその存在が生き生きとした知的な参加と、当該分野の多面的な性格を表している。その存在はまた、初期段階にある当該分野に対する必要な観察活動、すなわち行政倫理研究における幅広い関心に向けた、精力的な説明の成果として考察されるであろう。

しかしながら、およそ30年が経過してみると、特定の理論的パースペクティブと、まとまりのある関連した諸問題あるいは重要な争点に、それぞれ基づいた継続中の

仕事を明かにするようなものは、ほとんど存在していない³⁾。行政倫理を前進させる際に必須のもので、もっとも基本的でかつ難しい諸問題に対して、注目し共同する取り組みがない場合には、次のようリスクがある。すなわち当該主題に向かって現在なされている創造力と活力が四散するだろうし、私たちの研究分野はジャーナルやカリキュラム、そして（その分野が貢献する）専門職上の発展において継続的な卓越性を獲得できなくなるだろうという、ふたつがそれである。この種の集中的な努力がない限り、行政倫理は興味を引くけれども、周辺的な関心のままの状態となるかもしれない。

私たちのうちの誰もが、そうした集中的な努力の諸要素と諸境界を定義することができない。つまりこのことは、私たちの多くが自らのエネルギーを投入するような、題材が必要となるのである。私たちはある意味で当該分野の中心部分を定義することになる、いくつかにまとまった研究課題に取り組む行政倫理に関心を寄せる人々の間で、コンセンサスの構築を図る必要がある。このことは他の課題についての他の研究業績を予め排除したり、あるいは締め出したりすることを意図するものではない。ここでの要望は集中的な共同の取り組みをめぐる、行政倫理の発展にとっての重心の確立に向けられている。公共行政（public administration, [当訳語は近頃公共経営（public management）という用語が使用されている状況を踏まえ、それとの区別を意識したものである、訳者]）における出身分野の様々な多くの人たちによって接合されてくる諸関心の多様性は、当該研究分野を新鮮でかつ生き生きとした状態のまままで維持することにとって必要である。すなわち行政倫理研究に主にコミットする人たちの集中的な取り組みは、行政学の核心の部分にまで行政倫理を手堅く前進させるために必要となる、持続可能性と一貫力（coherence）そして十分な重みの提供が求められるであろう。

本稿は、こうした「重大課題」（この点に関して、いくらかの集中的で持続的かつ共同的な活動が組織されるだろう）に関する話し合いの中で生まれた、最初の企てとして考察されるべきである。その企てとは2002年9月27日付けで、ASPA（米国行政学会）の倫理セクション（Section on Ethics）に所属する会員リストに対して、著者の私によって送信された招待状とともに始まった。当セクションのメンバーたちには当該メッセージのなかで、行政倫理に関する「重大課題」を推薦するように求めた。思慮深い返事は10名から受け取ったけれども、そこには中心的な重要性をもつ課題に関する、素晴らしい提案があった。これらの課題は当該分野の幅の広いパースペクティブを反映していたり、他の人たちが倫理に関心を持つなかで気にかけている、当該課題の範囲と類型の観念を提示することに役立ったりした⁴⁾。

しかしながら私は返事をくれた人の誰に対しても、私の取り上げる重大課題を押し付けるのではなく、かえって彼(女)らから与えられた刺激に感謝をするものである。

2. 行政倫理におけるいくつかの重大課題

こうした重大課題は重要性に関する特定の順序で提示されないし、述べられる課題間の諸関係についても同様の順序で提示されない。それらの諸課題は、これまで全面的に説明されていない重要なトピックを根本から突き止めようとする試みとして述べられるけれども、研究分野としての行政倫理の発展にとって必須であると思われる。私の意図は当該分野の重大課題の討論を活発化することであり、他の人たちに自分が進めることを単に採用するように迫っているわけではない(原文イタリック、以下同様)。

公共行政倫理 (Public Administrative Ethics) にとって、規範的な基礎とは何かこの課題は行政倫理の研究や教育・トレーニングに従事しようと試みた、あらゆる人々を悩ませてきている。通常では行政倫理は正式に枠づけられるものではなく、しばしば次の質問で簡単に提示されるものである。「政府の倫理上の諸決定を行う際に、私たちは誰の倫理を採用すべきか。」典型的にはこれを質問する者は、次のことを当然のことだと現に決め込んでいる。つまり私たちが頼りにする全てのことが、宗教や政治的関与・非宗教的な哲学にルーツをもつ私たち自身の個人的な倫理的なパースペクティブにあるか、あるいは社会性の獲得過程 (socialization) や人生経験・実務の世界で上手に対処することを各々通じて、これまで直ちにその場で作られてきているいかに高度の個人的な倫理的指向性であるか、どちらかである。「専門職の倫理 (professional ethics)」と呼ばれる (自分自身の個人的なパースペクティブに付加される点で) もうひとつの倫理カテゴリーが存在するという考え方は、行政の研究者と実務家の間で一般的には認知され、かつ理解が得られているようには思えない (Adams 2001)。これは、多分に次の理由からである。専門職的な公共行政倫理に関する規範的内容がいかなるものであればいいのかについて、明確なコンセンサスが存在しないからである。

同時に行政にとっての強力な専門職アイデンティティが欠如していることによって、組織の雇用から生じる義務 (obligations) と専門職の構成員であることに伴う義務との間の相違を明白に理解することよりも、むしろ彼(女)らの雇用の役割に

ついでのみを考慮する状態のままにされてきているのである⁵⁾。こうした専門職アイデンティティの欠如は公的アドミニストレーターを、組織的・政治的な命令（imperatives）の優越に対して無防備の状態に置くことになる。そういう理由から、「私たちは誰かの倫理を採用するべきか。」という先の質問は相変わらず返答に値する、まったく適切といえる無邪気な質問である。私たちがその答えを探す場合に、次のことを心に留めておくことが重要である。それは私たちが（存在論的に）物事の本質の中にある究極的に既知の事柄という意味合いからではなくて、特別の文脈（私たちの場合にはアメリカ人）に適合的な社会的に構成された概念（social construct）の意味合いから、規範的な基礎を探究し続けることの重要性に留意することである。

私たちが公共行政の専門職ないしは「実践（practice）」（MacIntyre 1984）に関する規範的な試金石を探し出すために、どの場所に向きを変えればいいのかを考慮する場合に、過去30年間の文献は、いくつかのパースペクティブがこうした悩ましい質問に対する回答になろうとして競い合っていることを示唆するものである。私は最近30年間に亘って関係文献の中において促進させられてきている、次の5つの主要な代替案を知っている。1) レジーム・バリュー、立憲理論そして建国思想は大変緊密に関連し合っているので、これらは別々の思潮としてよりも、むしろ一緒に取り扱われる価値がある。2) シティズンシップ理論は前項と多少関係して一貫しないわけではないけれども、区別したほうがいいだけの十分な違いがある。3) 社会的公正（しばしばロールズ学派の種類のなかのそれ）は第3目の代替案である。それは60年代末から70年代初めにかけての、いわゆる「新しい行政学（New Public Administration）」と当初から関連性がある。4) 善行（virtue）、あるいは倫理に基づく品性（character）は、ほかのパースペクティブと両立不可能でもまたないような、異なる種類の回答を提供する。5) 最後に、公益（public interest）は、時々持ち上がる公共行政倫理に対して、相変わらず規範的な倫理を与える方法である。私は、それぞれのパースペクティブの該当文献に対して網羅的な論評あるいは典型的な論評をまったく試みることもせず、それぞれのパースペクティブに対して簡潔なコメントを行うだろう。

レジーム・バリュー、立憲理論そして建国思想 行政学において、このアイデアの一般的な思潮は、John Rohr の業績とまったく緊密に関係している。彼の先駆的書物、*Ethics for Bureaucrats: An Essay on Law and Values*（1989）（1978年に初めて刊行される）は、公共行政倫理が米国立憲の伝統とその伝統が依拠するレジーム・バリューに根拠づけられるべきであると論じた。彼はこうしたレジーム・バ

リューが、米国憲法と米国最高裁によってその憲法解釈の中で根拠づけられるべきであると主張した。彼が明らかにした、それらの3つのレジーム・バリューとは、自由 (freedom) と平等 (equality) ・所有権 (property) のことであった (彼はこれが包括的リストではないと示唆したけれども)。彼は公的アドミニストレーターたちに、この憲法的価値の伝統を発展させることに熱中することを求めた。その理由は人がその政権 (レジーム) での雇用を受け入れた場合に [= 公的アドミニストレーターに就任する場合に]、その憲法のコアとなる価値について明白であることと、人がそれらの価値を是認しうかどうかについて明白であることが、いずれも非常に重要な点であるからである⁶⁾。このことは解決されるべき基礎的な専門職の倫理問題であり、このことを述べることは道徳的な哲学者に期待されるあらゆる種類の知識とスキルを必要とするものでもない⁷⁾。したがって政府で職を得ることは倫理的決定であり、家計と職歴 (キャリア) の決定と同様である。他の者たちは Rohr の業績に賛同し、憲法を踏えて行政倫理を根拠づけるというこの方法を発展させた。この者たちはレジーム・バリューの分野を広げるための試みの中で憲法に追加して、その他の基礎的文書類を検討した。こうした研究者のなかには、Richardson and Nigro (1987a, 1987b), Vetterli and Bryner (1987), Hart 82001; Hart and Smith 1988), Frederickson (Frederickson and Hart 1985), そして Chandler (1987) がいる。

シティズンシップ理論 この思想の本体はこの理論アプローチにおける歴史的な状況と同様に、行政学に対して規範的基礎を提供するものとして、米国の政治的伝統におけるシティズンの役割を一般的にみている。私は当該分野にあってこそ、倫理関係文献に貢献しようと自らの努力をずっと傾注してきている。公共行政の役割はシティズンの役割から導き出されるものとしてみられ、そのためにアドミニストレーターを、典型 (代表) 的市民 (representative citizens) や専門職の市民 (professional citizens) ・信託を受けた市民 (fiduciary citizens), あるいは私たちの残りの者の代わりをするシティズンに、それぞれ作り変えている。公的アドミニストレーターらは、シティズンの役割を信託されていた。その理由は彼 (女) らが以前にはシティズンによって行われた公的なビジネスを、しかし現在では時間や専門的なトレーニング、そしてその役割をやりきるためのリソースをすべて有する専門職シティズンに委譲されている公的なビジネスを、行うからである。公的アドミニストレーターらの倫理的義務 (ethical obligations) は、米国社会の善良なシティズンと関連づけられる。したがってここでは、次の諸点に関する重要性をめぐる議論がある。それはシティズンに応答的であること、シティズンの参加を奨励すること、

シティズンに責任をもつこと、シティズンを究極の行政的ロイヤルティの中心としてみることで、個人の尊厳に敬意を払うこと、論理的な熟議を強化すること、そして公益（common good）に対する市民道徳と関心を鼓舞すること、である。アドミニストレーターらは、一定の特定業務（certain specialized tasks）に従事するために警察部門（police department）、水道部門（water department）、保健部門（health department）、あるいは公立学校によって雇用されるかもしれないけれども、彼（女）らは自らが代表するシティズンに代わってそれらの場所で働くのである。アドミニストレーターらは、ヒエラルキー的な結束と責務（obligation）が重要である官僚制組織のなかで働くけれども、彼（女）らはまた彼（女）らが代理を務めるシティズンの間で水平的な結束と責務を涵養する必要がある。

H. George Frederickson は、1982年に当該テーマに関する最初の雑誌論文を公開した。そしてシティズンシップ・パースペクティブは、行政倫理の文献において意義深く登場した。それをフォローしたのは、アメリカ行政学会（ASPA）の全国会議に先立ち、1983年3月に Frederickson によって組織され先導されたシティズンシップと行政に関する会議であった。[そこに寄せられた]ペーパーは、1984年3月の *Public Administration Review*（PAR）の特別号において公開された。1983年の会議および1984年の PAR 以降、公共行政倫理に必要なシティズンシップの基礎を検討・批判・発展そして応用を行う論文や書物の着実な流れが生まれてきている。当該文献に貢献している著者のなかには、Stivers（1988, 1990a, 1990b, 1991, 1994, 1996）、Cooper（1991）、Timney（1998）、King and Stivers（1998）、Foley（1998）、Box and Sagan（1998）、そして Kalu（2003）がいる。当該パースペクティブはレジーム・バリューや立憲理論・建国思想に関する業績と同様に、支配的な地位に浮上してきてはいないけれども、関心が持続する規範的指向性のひとつの地位には留まっている。

社会的公正 この独自の倫理原則は研究分野としての行政倫理が、1970年代初頭に初めて焦点化させられたところの規範的パースペクティブであった。Johon Rawls の *A Theory of Justice*（1971）は正義が政府の中心的な組織原則であると論じて、社会的公正の確立にとって必要な特別の基準のための全面的に発展させられた議論を説明した。新しい行政学運動（1968年に開催された Minnowbrook Conference で、その最初の組織的表象を得た）は、ロールズ派の社会的公正をその運動の核とする倫理的原則を主張した（Marini 1971^{8）}）。ロールズの業績は、実際にあらゆる学問と研究分野における学術雑誌の特別号およびシンポジウムの主題であった。行政学もそれらの学問のなかであり、1974年に *Public Administration Review* の特別号

(行政倫理に関する6つの論文が含まれる)も刊行された。McGregor, Chitwood, Porter, White and Gates, Harmon, そして Hart による諸論考は, 人事行政や財政連邦主義・サービス提供の際の統計利用そして社会サービスの生産性 (productivity) のような, 数多くの行政分野について言及していた。つぎのふたつの論考は, 行政倫理への明確で重要な貢献となった。それは Harmon の「社会的公正と組織の人間: 動機付けと組織民主主義」と, Hart の「社会的公正, 正義, そして公正なアドミニストレーター」である。その他の論考は特定の具体的な適用を提示するけれども, 先のふたつの論考は当該概念 [社会的公正] の使用をより一般的に述べるものであった。

新しい行政学 (NPA) がもはやアイデンティティの確立運動ではないけれども, その運動の行政倫理への貢献は研究分野の発展において決定的であった。社会的公正は独自の中心的な倫理的原則として, 当該分野における受容を成就しなかったけれども, 明白に行政倫理にとって主要な規範的試金石のひとつになってきている。このことは National Association of Schools of Public Affairs and Administration (NASPAA, 公共問題・行政大学院全国協会) の2003年会議のひとつのパネル(「社会的公正を教える反省」)の開催の申し出によって, 具現化されているようにみえる⁹⁾。たぶん公共行政倫理にとって, 指導的原則としての社会的公正の現状についてわかることは, (当該セッションに25~30名の出席者を引き付けただけども) 議論の多くが現在当該分野における試金石として, 社会的公正を取り扱わなければならないことについてわかったことである。誰もがもはや社会的公正が社会的に意味のあることと示唆しており, そのなかのある者は社会的公正の重要性が1970年代の新しい行政学 (NPA), および一般的に用いられるアフーマティブ・アクションのようなプロジェクトとたいへん関係するものであると論じた。他のある者は社会的公正が明らかにそうしたエピソード的な出来事の上にそびえているけれども, それが私たちの工具箱のなかにあるもうひとつの倫理的概念(中心的な概念ではない)であると主張した。私は社会的公正が NPA とアフーマティブ・アクションに先立つものであり, 正義という原則のひとつの表現として民主的政府と結びつく, いかなる倫理においても非常に卓越した地位を占めるべきであると論じるであろう。しかしながら同様に, 社会的公正が行政倫理体系の礎石ではないことも明らかである。

徳 (Virtue) 1970年代の行政倫理に関する初期の業績は, 倫理的諸決定 (ethical decisions) に関する論証, およびアドミニストレーターが直面する倫理的ジレンマを経験認識的に解決するために求められる適切な規範的指向性

(normative orientations) について、主に焦点を当てていた。1981年に Mark T. Lilla は倫理的意思決定に対する合理的分析アプローチに、正面から攻撃を開始した。彼はこのアプローチを、アドミニストレーターにとって、どのような所与の時間においても適合するものであれば何であれ、それをもっともらしく説明するために単にアドミニストレーターを訓練するものであると特徴づけた。彼はいかなる規範的基礎をも欠くものとして、それゆえに当該の分析者の諸利益に役立つように操作されるものとして、倫理的苦境を分析の焦点にすることを痛烈に批判する。その代わりに Lilla は、公共サービスに適合的な人格 (character) 形成に資することになるだろう、公共団体における民主主義的エートスの養成を主張した。

この挑戦は Pincoffs による、専門職的倫理における「還元主義」と彼が呼ぶものに対するより広範囲の批判によって、すぐに引き継がれた。Pincoffs は倫理的苦境分析を批判した後に、人格として理解される徳への焦点化を要求して Lilla に加わった。Pincoffs はこのことが、他の人たちの人生を「審判」することで完成されるだろうと主張した。彼はモラルの優越性という、いくらか当然のことと思われる立場から、判決を下すことを奨励する意図はなかった。彼はむしろ他の人たちの仲間のひとりとして、他の人たちを一代記的に検討し、そして彼らの人格の評定によって、他の人たちの人格を定期的によく考えることを奨励する意図があった。Pincoffs は所与のコミュニティ（実践のコミュニティにおいてさえ）における他の人たちの人格の評価ができることが、必要不可欠のモラル・スキルであると論じた。彼はこのように主張した。「人々を査定や評価・審判することが、私たちの日々の仕事です。」さらに続けた。「その仕事は人生にとって重要かつ中心的な職務であり、そのためにその仕事はそれ自体で命をもっています。すなわちその仕事は、ドラマや映画・文学の中心的な要素であり、いくつかの心理科学・社会科学そして芸術のそれでもあります」(1986年, 166-167頁)。

その他の数多くの著者は、人格として理解される徳の重要性を主張する Lilla と Pincoffs のリードの後に続いた。Hart は行政倫理のみへの焦点化としてではなくて必要不可欠の要素として、徳への注意を促す際の実の先導役を果たす声を出す一人であった。彼は論文「有徳の市民・尊敬すべき官僚、そして『公共的』行政」(1984年)のなかで、公共アドミニストレーターの望ましい人格の特徴を、優れた思慮分別やモラルヒロイズム、ヒューマニティに対する思いやりと愛情、一般市民への信頼そしてモラルの向上に向けた継続的な探究としてその概略を述べた。Hart は「組織社会におけるモラルの模範」(1992年)(『模範的公共アドミニストレーター：政府における人格とリーダーシップ』のなかの章)において、「モラルのエピソード

ド」と「モラルのプロセス」に注意を集中させる人格を評価するための枠組を提示した。Hart はモラルのエピソードという幅広いカテゴリーのなかで、次のふたつの行動に関するサブ・カテゴリーを明確化した。彼はそれらを、「モラルの危機」と「モラルの対立」と名付けた。彼はモラルのプロセスの範囲内において「モラル・プロジェクト」と「モラル・ワーク」と呼ぶ、ふたつのサブ・カテゴリーを明らかにする。

Hart の人格を考慮するための枠組は、Cooper と Wright 編『模範的公共アドミニストレーター：政府における人格とリーダーシップ』（1992年）において、人格研究を行う著者たちによって使用された。Radey（1990）は専門職倫理の発展に際してのストーリーの重要性を論じた。Vitz（1990）は「モラル・ライフの実験室」として理解されうる理由から、ライフ・ストーリーがとりわけ重要であると明確に主張した。私は人格への評価が一代記的な焦点化を意味するように思えることから、Wright の援助を得ながら、ある一組の研究者を招聘して、幾人かの人たち（生きている者が死んでいる者かを問わず）のアイデンティティを明確にすることを行なってもらった。私の編集する書物用に、これらの人たちの人格を一代記的に研究してもらった。この書物は結局のところ、Hart の枠組を使用しながら展開された11本の人格研究論文を収めた。私はいくつかの試案的な結論を引き出しながら、同書を「徳の模範についての考察（Reflecting on Exemplars of Virtue）」で締めくくった（Cooper and Wright 1992b）。この主要な事柄とは同書で研究された人生のすべてにおいて、実務における日常的なルーティンにおけるモラル・プロセス（モラル・ワークとモラル・プロジェクト）の追求が、モラルの対立・危機といったより一層ドラマティックなモラル・エピソードを取り扱うために求められる基礎を提供したことであった。人格（自らの傾倒する価値感と主義に基づいて一貫して行動する傾向性として理解されるもの）は、ドラマティックな挑戦と対立をした場合のように直ちに全面的にというわけではなくて、時間をかけて徐々に着実に形成される。

徳（あるいは人格）は明らかに、公共行政倫理の規範的基礎の諸要素のひとつである。モラルからみて責任を負わされる状況や倫理の原則・シチズンシップの責務そしてレジーム・バリューに対する合理的分析のすべては、自らの信念を貫く勇気がなければ無駄に終わるだろう。「自らの道を行く」「自らが説くことを実践する」ことに対する人格の強さがなければ、倫理は究極のところ空虚な働きとなる。しかし私たちは人格を涵養すること、そして雇用と任命の決定にあたっての特定の個々人の人格を評価すること、あるいは人格を下支えする組織的な環境を作り出す

このために、どのような方法でもって（そして、たとえそうした方法で行ったとして）私たち自身に必要な役割を見つけだすべきかに関して、相変わらずはっきりしないのである。

公益（Public Interest）これは公共行政倫理にとって、もっとも広範囲に認識され、かつもっとも一般的に信奉されている規範的な試金石である。公益に関する数多くの文献（Friedrich 1962; Flathman 1966）が存在するけれども、行政倫理の学者によって、ほとんど注意が払われずにきている。Charles T. Goodsell は1990年に、彼が1957年以来「明白に公共行政的である文献のなかで」いかなる「概念のまじめな主張」も見つけないことができたと書き留めた（97頁）。Goodsell は公益概念の無視が、同じ年の Glendon Schubert による批判に帰するとした。公益概念の使用に対する Schubert の痛烈な非難が20世紀半ばにおける思想に対する重要なインパクトとなったけれども、明らかにより長期的な理由となっていることは、当該概念〔公益〕が大変広範囲に多様に理解されているために、ほとんど操作価値を有していないことからきている。公益は数多くの多少とも特別の意味を有しているけれども、こうしたことはこの用語が（一般的に曖昧な方法で）使用される場合には、望ましくはない傾向にある。公益が使用されない場合に、特別な意味を示す場合があるけれども。

Goodsell の論文「公共行政と公益」（1990年）と Douglas Morgan の論文「公益」（2001年）は、公共行政倫理の学者によって当該概念に対する注意が欠如しているなかで、最近顕著な例外となっている。Goodsell は公益に関する4つの異なるパースペクティブをレビューし、そしてそれらのパースペクティブを公共行政に適用しようと試みる。Morgan は米国の文脈上で公益概念を歴史的に展開する。彼は17世紀末あたりの公益のオリジンを取り扱った後に、米国の建国論争やジャクソニアン・デモクラシーの高揚・ポピュリスト改革・革新運動そしてより最近の体系化を通じた、公益の進展の跡付けを行う。

私自身の見解をいえば、公益が私たちに基本的な責務の方向を定めている、私たちのモラル・コンパスとしての規範的行政倫理の構築において、ある位置づけを有する。公益はあらゆる行政的で政策的な決定に先だって重要な問題を持ち出すことにより、シンボリックな目的に役にたつ。すなわち「あなたは広範に共有された利益、あるいは限定的な特別の利益の代理として行動していますか。この公益概念は公共のマネージャーにとって、私たちの倫理的な責務が後者〔限定的な特別の利益〕より前者〔広範囲に共有された利益〕にあることを自分たちに忘れさせないようにする際にもっとも有益である。ある事柄がある特別の状況においてとてもうま

くいかないことが明白な場合には、公益はしばしば回顧的に持ち出される。そして私たちは何か過去においてなされておくべきことか、そして何が将来においてなされるべきことかをそれぞれ再定義しようと試み続けている。スキャンダルや甚だしい職権濫用に立ち向かう場合には、公益の考え方は私たちを正しい方向に指し示す直観的な航行標識を提供する。この考え方はウォーターゲイト事件のような危機やイラン・コントラ事件の公聴会、そして数多くの他の出来事の期間に持ち出された。Goodsell は次のように観察している。「公益という用語（貧しい学術上の評判にも関わらず）は、実際の政府の範囲内において使用されたままである。この用語は実務家が運用する法律や、彼（女）らが書き留める覚書、彼（女）らが提供する証言、そして彼（女）らが自らの観点をつなげる口頭でのスピーチ、の中に散在していることが知られている」（1990年、97年）。

そういうことから私たちは、公共行政倫理に必要な規範的基礎の構築にあたって、以上で述べた4つのアプローチを有している。これらのアプローチは両立不可能であるようにはおもわれなくても、首尾一貫的で操作的な行政倫理に明らかに統合化させられていくわけではない。当該の仕事は手が付けられたままとなっている。

3. 米国の行政倫理規範がグローバルな文脈に、 どのような役割を果たすのか

合州国における規範的倫理を考慮の下においているようにみえる選択肢をレビューした後には明らかになったことは、この仕事の多くが米国の経験から組み立てられ続けており、私たちの歴史や政治文化と関連づけられている。このことはレジーム・バリューとシチズンシップの各パースペクティブにとっては、とりわけ本當のことである。これらのパースペクティブが世界中のその他の政治的コミュニティや伝統を有する行政倫理に適合するかどうか、あるいはどの様に適合するのかは、ますます当を得た質問となる。行政倫理規範はそれぞれの国家毎に特別に形付けられるべきものか。人がグローバルな行政倫理と呼ぶことができるかもしれない何かが存在しているのか。もしも行政倫理が社会的に組み立てられ、世界が貿易や旅行・コミュニケーション（特にインターネットの影響を含む）により、より一層巨大なグローバルな相互依存を経験していくならば、公共行政に必要なグローバルな倫理の出現があるかもしれないのか。

以上は行政倫理が直面するより一層錯綜した、より最新の質問の中のひとつである。そしてそれらの質問に対する回答がほとんどなく、よくて示唆的なものに留

まっている。しかしながらこの質問は私の経験では国際会議と、人口と文化が本当にグローバルであるロサンゼルスのような都市の両方で、ますますしばしば持ち上がる。Gilman と Lewis は1999年に公共行政の文献の中で当該の質問について述べる最初の取り組みを公刊した。その後、私は2000年の夏にソウルで開催されたグローバルライゼーションに関する小規模な会議に招待されて、当該の質問（「公共行政に求められるグローバル倫理の出現はあるのか。」）について述べるように求められた。Diane Yoder と私は Gilman と Lewis の切り開いた業績を発展させることによって、それへの回答を試みた。私たちふたりは明示的には唱導され、暗示的には受け入れられているその核となる価値の確定作業をするために、1970年代まで遡って非常に数多くの国際条約や協定（pacts）・合意（agreements）・協約（conventions）そしてプログラムを検討した。私たちはまた、当該の価値と関連する証明方法についても検討を試みた。なぜそれらの価値が重要だと見なされたのか。

私たちは論文「国境を越える世界における公共経営倫理」において、自分たちが検討するイニシアティブにとって明らかに中心的な位置を占める諸価値として、自己決定性（self-determination）や束縛のない自由性（freedom）・誠実性（honesty）・信頼性（trust）そして安定性（stability）を明確にした（Cooper and Yoder 2002）。増大する相互依存の世界や市場経済に対する拡大する世界規模での関与・民主主義的カパナンスに関するそれぞれの認識は、先述で繰り返し思い出される5つの価値に対する支持の正当化のためになされる、先ほどの公文書とプログラムにおいて与えられている証明ということになる。当該の諸価値が立法化されるか、あるいはまったく信奉されるかどうかは分からないし、私たちの研究の範囲を超えている。しかし私たちはそれらの諸価値が信奉された国際的な価値であるという事実が、少なくとも抱負としてみなされることを示唆するものであると論じる。私たちに述べることができることは、世界のなかの諸国が自分たちはそれらの諸価値の支持を述べるべきであると信じれる、当該諸価値が少なくとも存在するというコンセンサスが次第に明らかになってくるかもしれないことである。諸価値を信条告白することは重要である。

先ほどの公文書を通じて流れ出ているように思われるストーリーとは、次のとおりである。安定的な政府は民主主義と市場経済を望んで、ますます増大する相互依存の世界において、各国の市民の有する自己決定、および国内外の出来事にあたっての誠実性をそれぞれ支持と維持を行うことによって、そのふたつが内的に各国内および世界における諸国間の双方において信頼構築に役立つという理由により、達成されるというものである。市場経済は信頼性や誠実性・安定性が無い中では動か

ないし、民主主義的ガバナンスは前述されている同様の諸価値が無い中では達成も維持もなされ得ない¹⁰⁾。

ここからは前述の諸価値が、すでに議論されている合州国における行政倫理の規範的基礎の諸要素と、どのようにかみ合うかという問題を取り扱う。手短かに答えれば、そこには不一致や対立がないようにみえる。詳しく答えれば(まだ説明されてはいないけれども)、私たちは当該の諸価値が世界の様々な諸国によってどのように真剣に取り扱われつつあるかについて知らないし、私たちはより多くの具体的な適用事例を持たずに米国の規範と果たして調和するかについて確信することができない。諸価値は特定のコンテキストにおいてのみ意味を有する。ここでは私たちは自分たち自身の国内の規範の事例として、公共行政倫理の一組の規範的基礎を(グローバルな規模の上に)社会的に構築するプロセスに直接に関わるらしいのである。このことが成功するだろうかどうだろうか、その様子が見られている状態にある。いくらよく見ても、私たちは当該プロセスの現実を時々、ちらっと見ているだけである。

たとえば政府の信頼にとっての基礎としてしばしば擁護される必要条件のひとつは、透明性という補助的な価値である。現在この価値は、人が認めることができる普遍的に弁護される公共価値という存在に接近している。国家内と諸国家間にそれぞれ存在する信頼に対する透明性の重要性は、2003年の初頭におけるサーズ(SARS)危機に対する中国の対処になかに見える。中国政府が北京や上海・香港、その他の数多くの都市におけるサーズの拡大を隠そうと試みた時に、貿易や観光・商用旅行は急激に落下した。著しい混乱がまた、中国国内で起こった。公式の報告書に対する不信感は、台頭しつつある中国の市場経済および国内の安定性を脅かした(LA Times 2003)。この事例の場合の透明性の欠如は、中国のリーダーシップとその結果として生じた国内外の問題と対立した後に、やっと理解されることによる強力な否定的結果を生じさせてしまったようである。

ひとつの但し書きがある。それはたとえ先ほどの社会的構築プロセスが国際的に生じつつあるとしても、このことは世界の多様な文化の均質化や西洋化あるいは破壊の進行を必ずしも意味しない。多少とも性質の異なる諸実体である社会と国際的な諸関係の中で、国内の生活を包摂する異なる覆いをもつ文化が存在するであろう。人々はグローバルな文化に関わりながらも、母国の文化の中で生活と活動をするであろう。そのような調整活動を維持できるかどうかは、相変わらず様子を見ていかなければならない。

ここで書き留めるべき重大な関心事とは、社会的公正への関与が私たちの検討し

た行政文書のなかにはほとんど見当たらないことである。Amy Chua (2004) は台頭する民主主義的政治システムに伴われた市場経済が、起爆性のある混合物でありうると説得的に論じる¹¹⁾。

もしも数多くの発展途上国の事例にみられるように、当該市場が特定の人種のマイノリティによって大幅に支配されるならば、大半の民衆が民主政府の方向に向けて移動を続けるなかで、緊張は政治的参入と経済的参入の間で生じる。このようなアンバランスは社会的公正へのいくらかの関与がなければ、桁外れの不安定性と不穏当な状態を発生させるかもしれない。

4. 組織が倫理的行為をサポートするためには、 どのようにデザインされるべきか

1960年代以降、研究分野としての行政倫理の誕生以前において、私たちは組織の構造と文化が倫理的行為に関して中立ではないという証拠を有してきている。私たちの典型的なヒエラキシー的官僚組織は、当該組織内で働く人々の倫理的行為を奨励することができなかつただけではなく、正しいことを行おうとする彼（女）らの取り組みに対する重大な障害をしばしば生み出してきている。1960年代のエールにおける Milgram の実験そして1970年代のスタンフォードにおける Zimbardo の刑務所での模擬実験は、単なるヒエラルキー的再編と文化的に規定された組織的役割が人間的にみて破壊的な目標に向かって、どのような方法で行動を形成し得るかをうんざりするほど明白にした（Milgram 1974; Haney, Banks, and Zimbardo 1973）。

Milgram は年齢や性別・宗教的指向・職業そして教育レベルで異なる多くの人たちの間で、他のほとんどの人たちに対して、強力で、苦痛を生じさせる、危険な電気ショックを喜んで管理するとさえ言わんばかりに、従順さを誘発する実験的なセッティングに関する基礎的な組織構造を構築することができた。約980人の被験者は Milgram の様々なバージョンの実験を経験した。そのうちの多数派は彼（女）らが実験中に、他の参加者に対して苦痛を与えるショックを課するよう命じられ続けることに抗議を行いつつ、言われた様に行動した。Milgram はこのようなことが「作用因の変換（agentic shift）」として、すなわち一連の漸進的な心理的移行プロセス（被験者らは当該プロセスを通じて、相対的に自律的な個々人であることから、実験者の都合のいい道具になることへと移動し、そして被験者はこのプロセスのなかで、自らの行動に対するすべての責任を放棄した）として、どのようにしてそうしたことが起ったのかを説明した。

Zimbardo は模擬の刑務所のなかで役割を割り振られた大学生が、そうした役割と関連づけられた典型的な行為に対する最も簡潔な説明によって、わずか数日間で残酷な刑務所の看守と復讐心をもつ刑務所の収容者になるだろうということを発見して愕然とした。これらの収容者に対する看守の取り扱いは非常に非人間的であり虐待的であるために、収容者が感情的な衰弱を経験したり、互いに突然攻撃しあい、そして看守に対して攻撃的に反応した。看守と囚人は同じ様に、両者の行為を形成するある文化的で組織的な規範と結びついた役割によって囚われる。当該実験は当初に計画されたまる 2 週間の実施の代わりに、6 日間後に終了されなければならなくなった。

良心を殺したり腐敗や職権濫用に注意を促す人たを処分したりするという強大な官僚組織の傾向は、1960年代末から1970年代を通じてうんざりするほど明らかとなった。Ernest Fitzgerald (国防総省の高い地位のエグゼクティブ)の事件の場合が、「内部告発 (ホイッスル・ブローイング)」として特徴づけられることになる行動として、たぶん最初の広範に知られることになる実例であった。Fitzgerald は自ら進んで公表を要求する者ではなく、内部告発者として明らかだったことから、新型貨物輸送機 (C5A) の莫大な費用超過に注意を促がそうとして、同省のなかでそっと働いてきていた。結局、彼は連邦議会の委員会によって召喚されて、何が起こっていたのかを明らかにするように強要された。彼は連邦議会で宣誓のもとで証言を行い、真実を述べたために仕事を失い、懲罰を受けた (Nader, Perkas, and Blackwell 1972)。1978年には上院議員 Patrick Leahy は合法的な内部告発者についての70件の公聴会を実施した。この内部告発者らは彼 (女)らを雇用する機関が重大な職権濫用に関与していることをより上級の機関に率直に報告したために、当該組織から厳しい懲罰をすでに経験していた人たちであった (Leahy 1978)。

強大なヒエラルキー組織に関する文献はまた、上記の期間中に学術文献のなかに現れ始めた。早くも1956年ごろに William H. Whyte は、隷属的な「組織人間」(彼 (女)らの忠誠心はヒエラルキーの要請と完全に結び付いているために、疑問なくヒエラルキーの命令を行った)を作り出す現代組織の傾向性について書き続けた。1970年代までには、こうした問題に関する著作の洪水は、訴訟の後に続いた。David Ewing は『組織のなかの自由：市民的自由を労働職場に持ち込む』(1977年)のなかで、毎日職場に入っていくことに関する権利のほとんどを有する被雇用者の降服に哀悼の意を表した。すなわち彼は巨大組織を「ミニ政府」と特徴づけ、そして「被雇用者はあらゆる実践的目的のために、全体主義諸国の労働者のように、倫理的で法的な考慮もなく、自らの上位者に従順であることが要求される」と非難し

ながら述べた。Ewing はこの組織支配問題を取り扱う権利に関して、法的強制力のある被雇用者法案を提案した。

この組織的支配問題は公共行政倫理の文献のなかで、まったく早期に登場した。William G. Scott と David K. Hart は1979年に『組織のアメリカ』を公刊して、巨大官僚組織の抑圧体質から生み出されるファシスト国家の亡霊を呼び出した。Alberto Guerreiro Ramos は1981年の『組織の新しい科学：諸国の富に関する再定義』において、「組織の境界設定（organization delimitation）」を論じた。その理由は組織が職場以外の人間的な存在のうちの質的側面に対する正しい認識をまったく欠いたままで、被雇用者を経済的な極大者に変えてしまうであろう狭隘な市場メンタリティを強調することで、自分たちの被雇用者の生命を支配する恐れがあったからである。1982年の私の著書『応答的アドミニストレーター（*The Responsible Administration*）』の第一版は、組織的支配問題への注意を促した。その6年後のKathryn G. Denhardt の著書『公共サービスの倫理（*The Ethics of the Public Service*）』（1988年）は、組織的コンテキストから生じる諸問題をさらに発展させた。

より一層最近の話では倫理的行為を妨げる諸組織の問題は、ふたつのスペース・シャトルの大失敗において明らかにされてきている。それはチェレンジャー号が1986年1月28日の打ち上げの途中で爆発したこと（Cooper 1987）であり、2003年2月1日のコロンビア号のそれである。コロンビア号に関する事故報告書のエグゼクティブ・サマリーには、次のような暴露的な意見が含まれている。

当該事故の組織的原因は、スペース・シャトル・プログラムの歴史と文化に起源をもっている。そこでは根源的な妥協が含まれているけれども、その妥協にはシャトルに対する承認を得ることが求められることや、その後の数年間のリソースの制約、動揺する優先性、スケジュールのプレッシャー、開発上からというよりも操作上からとするシャトルの誤った特徴づけ、そして人類の宇宙飛行に向けた、合意の得られた国民的なビジョンの欠如がある。安全性に有害となる文化的特徴と組織活動が展開しうる可能性が存在していたのであり、それには次の事柄が含まれる。まず過去の成功を抛り所とすること、つまり（諸システムが必要な諸条件に沿って、なぜ作動することがなかったかを理解するための調査のような）信頼できるエンジニアリング活動を行おうとはせずに、その代りに過去の成功を抛り所としていたこと。次に組織的障壁[の存在]、これが重要な安全性情報に関する効果的なコミュニケーションを妨げたり、専門的な見解の相違を抑制したこと。そしてプログラムの構成要素を横断する統合的なマネー

ジメントの欠如。最後に当該組織の諸役割の外側で作動していた、インフォーマルなチェーン型の指揮および意思決定過程の漸進的变化である。(コロンビア号事故調査委員会 [Columbia Accident Investigation Board] 2003年9月)

組織的諸ファクターの識別確認は、チェレンジャー号の報告書の場合と比べるとそれ以上に、この二度目のシャトル [コロンビア号] 事故の悲劇に関する報告書において、より一層明示的である。私たちはこの最初の [チェレンジャー号] 事故調査の中で、シャトルのエンジニアたちが米国航空宇宙局 (NASA) とモートン・チオコール社 (Morton Thiokol) の行うマネージメントとの徹夜に渡る闘い (その夜は、零下の気温が広がったことからシャトルの打ち上げが安全かどうかをめぐってなされた闘い) に掛っきりにさせられたことを知った。そのエンジニアたちは激烈な温度になっている気体が外に漏れて大事故を引き起こすことを防ぐために装着されている、ブースター・ロケット・タンクの主要部分を密閉するパッキング用リング (O-rings) がそうした零下の気温のなかでは、十分な柔軟性を持ち得ないだろうと主張した。NASA にはこの打ち上げを止めるために間に合うよう聴取されるべき、こうした専門家の判断にとって必要な、異論を伝えるチャンネルが存在していないために、結局のところこのエンジニアたちはエンジニアの帽子を脱いで、マネージメントの帽子をかぶることを命じられた。この打ち上げはスケジュールどおり、1986年1月28日に行われた。外部燃料タンクが爆発し、乗員が亡くなった。その後に行われた調査の報告書のなかで、打ち上げ決定はこのエンジニアたちの抗議の中で、マネージメントによって行われたことが明らかとなる (スペース・シャトル・チャレンジャー事故に関する大統領諮問委員会 [Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident 1986])。

私たちは今現在、諸組織の中で働く人々から、自らの専門職としての良心を実行に移すために必要な自由を剥奪してしまう、そうした諸組織の傾向性の問題に関する重要文献を、その良心を確立するために必要な考慮すべき実践的な経験と同様に、有している。私の経験とは、すなわちあらゆるレベルの政府において、米国のさまざまな所およびフルブライト法に基づく派遣教授として過ごした香港においてさえ、そしてたくさんの異なる種類の公共・非営利の諸団体においても、行政官 (public administrators) 対象の倫理トレーニングを実施してきた27年間の経験のことであり、その経験はこの良心の確立の一点に注がれてきている。

私は実際に働く実務家のための倫理トレーニングを行う時には必ず、すべての人に対して、自らの専門職としての経験から何らかの倫理問題についての事例を文書

に書くことと、その文書を私に親展で提出することを強く要請している。次に私はトレーニング・セッションを組み立てるために、必要な一組の事例を選択する。その際に提出者が氏名を明かすことを好まない限り、提出者の匿名性を維持するけれども、彼（女）らは好まないというよりも、より多くの場合には氏名の公表を好んでいる。ここに疑いもないことがある。それはこうである。私のファイルにある、そうした数千件の事例の中には、ほとんどしばしば呈示されているただ一つの問題がある。それは組織的ヒエラルヒーに関する問題であり、しばしば組織文化に関する問題であり、これらが倫理的行為を妨げたり、倫理的に行動しようとする人々を、そして時にはそのような倫理的行為をほのめかす人々に対してさえも、処分を行ったりしていることである。

前述した私の経験から、心に焼き付いた検討すべき問題がある。それは公共組織に雇用される人たちが私たちに代わって働いている当該公共組織によって、聴取され裏付けされるべき倫理的懸念に対して備えるやり方として、公共組織をデザインできるのかどうかという問題である。私は行政官らが誤りを糾すか、あるいは自分の仕事を保持し続けるかという厳しい選択に直面し、そして倫理的に行動しようとする試みの中傷された後で、久しく悲嘆に暮れる彼（女）らをずっと見てきている。これらの行政官は、彼（女）らと彼（女）らの同僚（そして時には彼（女）らの上司すら）が体験して知っている事柄について、内心で動揺しつづけてきた。それというのもその事柄とは、誰かの権利を侵害し続けたり、法律を犯し続けたり、組織のリソースを誰かのポケットに横流し続けたり、当該組織の内外において誰かを卑しめ続けたり、環境を汚染したり人命を危険に晒したりすることをやり続けたり、個人的な目的のために権限をひどく濫用し続けたり、あるいは国民と彼（女）らが選んだ代表者をまったく欺き続けたり、といったことだったからである。しかしこれらの行政官は行動するには無力であると感じてきたか、あるいははっきりと行動に打って出で傷付いてきたかのいずれかであった。

私は自分が自分自身でこの課題と苦闘してきたことから、次のことをどのようにして行っていくのかを常々考えてきた。それは公共行政における倫理の専門研究者（ethicists）と組織開発の専門研究者が、効果的な異議表明のためのチャンネルを提供すること、倫理にかなった行為を奨励するような諸政策を包含すること、そして被雇用者が精神的勇気を持って行動する場合にこの者たちを報復から保護すること、以上の3つの機能を果たす組織をデザインするために、いっしょになって働いていくことを必要としていること、そのことについてであった。私にはこのことが、いかなる方法で行われるかもしれないかが確かではない。ただし〔確かなことは〕

19世紀末から20世紀の最初の数十年間にかけて起こった米国革新主義改革運動 (American Progressive reform movement) に対して、制度デザイン・アプローチが強力に作用を及ぼしたことである。この運動のなかで全米の諸都市において、独立したワークショップないしはシンク・タンクといった都市研究のビューロ(事務局)が設立された。そのなかの最初は、1906年に創設されたニューヨーク市政調査会 (New York Bureau of Municipal Research) である。こうしたビューロは改革の最前線に立って、地方自治体における政治マシンの支配力を打破したり、[それに代えて] 効率性が向上するようにデザインされた組織諸形態と諸プロセスを据えたりした。おそらく私たちはこうした都市研究ビューロと類似した事務室 (places) の設置を検討する必要がある。そこには21世紀初頭において、倫理的行為を支援する観点から組織構造と組織文化の諸問題を取り扱うために、思慮深い実務家とともに行政倫理と組織開発に積極的に関心のある学者ができるだけ集められることだろう。

私は自著『応答責任型アドミニストレーター (Responsible Administrator)』の第4版において、倫理へのデザイン・アプローチを提唱しておいた。同書はCarolyn Whitbeckの論文、「デザインとしての倫理：モラル問題への正義の実践 (Ethics as Design: Doing Justice to Moral Problem)」(1996年)から学恩を受けている。このような倫理についての考え方は当該問題を、自己弁護的 (defensible) な倫理的決定への到達に向けた倫理的関心事を分析するための方法であるとは考えていない。むしろその考え方は、その倫理的決定を効果的なものにするために必要となっている、その他の関心事についての検討も必要としている。私は実務家のための倫理トレーニングを実施していることから、実務家にある事案がもたらされた際に、そこに立ち止まらずに、彼(女)らがある[倫理的]決定に到達するように、激励を多く行ってきている。彼(女)らは当該[トレーニングの]セッションにおける中心的な訓練の中において、彼(女)らが提唱するこの種の[倫理にかなった]行為を奨励ないし妨害を行うだろう、組織の特質を明らかにすることが求められる。そしてそこで立ち止まらずに進むこと、すなわちそれは彼(女)らに望まれる行為をサポートすべき組織の構造・文化の点で、それに必要となっている諸変化を生み出すにあたって適切であると思われる、ある種のマネジメントへの介入を記述することである。この種の熟考は、もしも私が組織開発にあたって専門的知識を有する同僚たちと上記のセッションで協働を行うのであれば、よりいっそう貴重なものとなるであろうし、有用なものとなるであろう(そうでなければ、そういうものになるわけではないだろう)。倫理は分析と意思決定の諸スキルに関

するものと同じ大きな程度で、組織デザインに関するものでもある。

5. 私たちが人々を公正に対処するために、彼（女）らを平等に処遇すべき場合と、彼（女）らを不平等に処遇する場合とは、いかなる場合なのか。

この問題は、はっきりと多様性のある社会から生じてきている問題である。私たちは20世紀の前半期において、革新主義改革者らの想定、すなわちすべての人々たちを公正に取り扱うためには、すべての人々たちを誰も同じように取り扱う必要があるというそれ、の影響を被っている自分自身に気がついた。これは州とローカルのレベルにおける、マシーン政府（政治ボスへの支援に基づく格差的待遇を提供する政府のこと）の支配に対する論理的対応であった。もしも当該問題が、次のような内容のものであったならば、公正さ（fairness）[という考え方] は同じやり方ですべての人々の通りの清掃を指図することになった。その内容とはある通りはある人たちが、最近の選挙で「正しいやり方」を支持したために清掃が行われ、その他の通りはその人たちが「間違ったやり方」を支持したために清掃が行われなかったというものである。標準化されたサービスは、すべての人々に同様の処遇を「公平に」与える諸機関によって、自治体を横断して提供されるべきであった。（表面上、これは決まり文句であった。すべての人々が同じような通りの清掃ないしは他のどのようなサービスも、実際に得られる例が決してあるわけではないけれども。）先の革新主義者は行政の科学への自らの関与と不公平の矯正という両者の間の改革に対する自らのアプローチにおいて、すばらしい合致を発見した。諸サービスを「科学的に」提供することによって、つまりこのことが意味することはあらゆる場所と時間においてあらゆる人々に適用されるだろう、当然のことと思われる科学的諸原則に基礎付けられているということであり、あらゆる人たちは効率性の確保と公正さの提供を可能にするであろう（Mann 1963；Wiebe 1967；Nelson 1982；Kennedy 1971；Haber 1964；Warner 1971；Ekirch 1974；Caro 1974；Croly；1965）。

しかしながらやがて20世紀の中期以降になると、米国社会は自らの差別的ニースと選好に関してますます多様化と明確化が進展したものとなった。社会的諸運動および改革提唱グループは1950年代末に登場し、引き続き数十年間を通じてますますその熱狂ぶりを高めた。これらの団体は、社会変革の戦略と戦術で自らを完全防備した。公民権運動や貧困絶滅運動・新たな女性運動¹²⁾・環境保護運動・学生運動・障害者運動・同性愛者の権利獲得運動・メキシコ系（ラテンアメリカ系）運動、そ

して一連のその他のエスニック運動は皆すべて、米国社会における明確な多様性の台頭を現わすものであった。

私たちはこのような特別の諸環境を基礎にもつ個別化された処遇への過大な要求によって、次のことを認めさせられてきている。それは革新主義者のあらゆる要求へのあまりに安易な対応の定式化(すべての人々を同じように処遇しなさい、そうすればあなたがたはすべての人を公正に処遇することになるであろう)が、20世紀末および21世紀初頭の現実を考慮に入れて考えれば、上手に働くわけではないということである。標準化として理解される合理化過程に基礎付けられた組織的システムは、多様な一般市民および彼(女)らの差別的ニーズや選好にตอบสนองすることの困難性をこれまで有してきた。その帰結は次のとおりである。それは多くの市民(たとえほとんどの市民ではないにしても)が、標準的な方法でサービス提供を行う巨大で集権化された官僚制の手によって、不公正に扱われていると頻繁に感じ取っていることである。

明確な多様化社会と、すべての人々を同じように処遇しようと試みる公共組織との間のこうした紛争から生じる主要な倫理的問題は、時には私たちにすべての人々を同じように処遇するように求め、その他の時には私たちに公正さを提供するためにすべての人々を同じようには処遇しないように求めるのである。しかしながら、こうした公正な処遇に関する2つの提供方法を区別するための基準は必ずしも明確に理解されているわけではなく、私たち間で少なからぬ対立へと帰結している。公正さ[確保]の目的で差別的な処遇を正当化する方法に関する概略は、あるケースにおいて、その他のケース以上により良く理解と支持が得られる。例えば障害者に関しての公共政策は人種・エスニシティあるいはジェンダーに関わる場合以上に、異論を差し挟まれることが少ないようにみえる。障害者用の駐車スペースを用意することを始め、縁石止め・スロープ・バス用の車椅子リフトそして特別の洗面所の準備を行うことは、承諾と支持が一般的に得られるように思える。しかしながら人種差別の不利益を体験してきている、私たちの社会の構成員に対する積極的な差別是正措置も、あるいは男性支配の労働現場の諸障壁と対決してきた女性に対するこの差別是正措置も、いずれも[なかなか承諾と支持が得られないために]ここ数十年間に最も激しく争われてきた戦略の中に含まれている。こうした[改善に向けた]挑戦は同じ程度で、教育サービスや治安サービス・保健サービスにおいても[前述してある区別した処遇をする上で]困難性を有している。

こうしたことから次の課題が、私たちの目の前から離れないままである。すなわちどのような場合に私たちが公正であるように人々を異なって処遇すべきか、そし

てどのような場合に人々を同じ様に処遇すべきか。私たちは倫理的な分析を通じて上記の諸問題を実際解決する際に、倫理専門研究者の効能（efficacy）についての幻想を持つべきではない。その理由はそうした諸問題がまた、道理を尽くした議論に道を譲るようには思えないような、権力や情熱そして政治に関わる問題であるからである。しかしながら倫理専門研究者は政策のオータナティブにおいて暗示的であるような、諸価値や諸原則を明示化する手助けをする際に、穏当な役割を演じるかもしれない。

もしも正義原則に関する最高の基礎的な定式化 すなわち等しい事案には等しく処遇すること、異なる事案には異なって処遇すること であるとするならば、そこでの問題は異なって処遇されるべきかあるいは同じように処遇されるべきかという属性が、常に明確にされなければならないことである。私たちの社会のなかの男女の同性愛者の構成員たちは、公正さの議論に基づいた自分たちの婚姻の権利を強烈に主張し続けている。彼（女）らは相互間の誠実さ [の維持] への自らの誓約が、ふたりの間での終生に亘る誓約に相当するその他のいかなる事柄と同様に、同等に処遇されるべきであると主張するのである。性的アイデンティティーは、同性愛者を異なって処遇するための根拠にされるべきではない。州による同性愛者の結婚（union）の承認に反対する人たちは、結婚（marriage）が異性間のカップルだけにあるのであって、いくらよく見ても男女の同性愛者同士が関わる関係が [結婚とは異なり] 何かほかのものといわれるべきであると論じる。この論戦はそういう訳で、いずれの特質が人に同等の処遇の資格を与えることになるのか、およびどのことが人に同等の資格を与えないことになるのかをめぐって燃え上がっているのである。終生に亘る誓約が大方の人たちにとって、あるいは性的アイデンティティーにとってどれほどの問題となるのか。

私たちが6年前に、ロサンジェルス市の市民を市政のガバナンス・プロセスに結びつける目的で、公式の近隣住区協議会制度（an official neighborhood council system）の創設のために市憲章を改めることに取り掛かった時に、このような同等処遇 vs 格差処遇に関する問題は、時折白熱する議論の中心部分において持ち上がったのである。私たちは等しい人口に基づく、一組の基準区域を設定すべきか。あるいは私たちは各住区協議会にとって相当に異なる人口規模に結果としてはなるかもしれないような、近隣住民たちに自分たちの区域を設定できるように許可を与えるべきか。私たちは住区協議会の全部に適用される基準 [区域] を定めた条例および組織構造を全市単位にかぶせることをすべきか、あるいは住区協議会に自ら自身を開発させることを認めるべきか。ロス市の行政機関のほとんどは、あらゆるこ

とを標準化する方向で議論を行った。そしてこうしたことへの正当化は、行政学を学ぶ私たちが期待を寄せるだろう効率性と秩序性そのものである。公選職の者はこれと同様に論じる傾向があった。ただしその理由が統制と効率性にあることを、決して大きな声で表さなかった。市民に区域設定を認めることは、無秩序(カオス)を生じさせるだろうという見通しから延期された。

結局のところ私たちは、標準化と多様性の組み合わせによって決着をつけた(と、私は妥当な線で考えているところである)。近隣住民たちはロサンジェルスが多様性に対して公正であるために、自分たちで区域や条例・財務責任制度について明確化と正当化を行うことが認められた。その際のスローガンは、「クッキーの抜き型のような画一的な解決策は、ロスには役立たないだろう」だった。そうはいっても新しいチャーターでは、住区協議会のすべてが従わなければならない認証プロセスが確立したのである。当該プロセスでは次の3点、すなわち該当エリア内の利害関係者のすべてに対する、能動的で包括的なアウトリーチ活動のデモンストレーションと、あらゆる利害関係者に対する透明性とアクセスを規定する一組の条例、そしてそれと同様の透明性や責任性が担保されている財務責任制度を義務づけたのである。したがって私たちは標準的な何かあるものと差別的な何かあるものとの決着をつけた。この両方が市民に対する公正さを保証する手段となったのである。私は読者に次のような印象を、すなわちロサンジェルスの近隣住区協議会が現在、いずれもが安定的で公正な状態にあると、心に留めてもらうことを欲しているわけではない。その理由は、そういう状況ではないからである。その反対に私たちは、初期段階での表面からでは見えない危険の多い場所のなかの道を進んできている。こうしたことになっている多くの理由は、より一層でこぼこしたり曲がりくねったりするやり方をしながら、たとえそのやり方が多少とも非効率なものであったり、わずかの混乱状況以上のものであったり、そして予想できる秩序とはまったく言い難い状況であったりするにもかかわらず、人々が公正さについて心から喜びながら考えることができたからである。

これまでに述べてきたように、錯綜しながら明確な多様性のある社会における、同等性の意味に関する解決困難で常に感情がまとわりついてしまう公の議論は、行政倫理専攻の私たちが関わる最大の困難性のなかにある。私たちは確かに前述してある争いにおいて、いくらかの種類のプレーヤーのなかの一つとして、自分自身を謙虚に見ておかなければならない。しかしながら私は自分たちの役割が、それにも関わらず重要なものであると考えている。

6. 結 論

私が結論を下すところは、私が本稿で述べ始めたところ、すなわち公共行政倫理における重大問題について集中した共同活動が必要となっているという地点である。私がこのために挙げる該当問題とは、次のとおりである。

1. 公共行政倫理にとっての規範的な基礎とは何か。
2. 米国行政倫理規範は、グローバルな文脈の中でどのような役割を果たすのか。
3. 組織が倫理的行為を支持するようになるためには、当該組織はどのようにデザインされうるのか。
4. 私たちが人々を公正に対処するために、彼（女）らを平等に処遇すべき場合と、彼（女）らを不平等に処遇する場合とは、いかなる場合なのか。

ここには行政倫理における重要問題のいくつかが存在しているのか。[と問われれば]私はそうだと考える。ただしそれらの重要問題は意見表明という性質でここで提示されるのではなく、学界と実務界にいる私たちにとって、何がここでいう重要問題なのかを明確に確定するために私たちの間で繰り広げられている意見交換に引き入れる意味から、ここで提示される。この意見交換は決して排他的であるべきではなく、焦点が絞り込まれて継続される必要がある。この種の継続的な仕事とその他の異なる学問との間の相互作用は創造的で刺激的であり、興奮を覚えることさえある。

私たちはこの種の熟慮に携わる際に、どのように努めていけばいいのであろうか。ひとつのやり方はワーキング・グループを設立することであろう。そのワーキング・グループは年に2度、たぶん ASPA [年次大会]の前および NASPAA [年次大会]の直前に集まって、毎回共同研究用にいくつかの重要問題を選び分ける作業のために1日を用意する。これらの問題は、エシックス・コンファレンスないしは同様の行事を主催する ASPA の倫理セクションにとっては、そのテーマの中心となるかもしれない。私たちがいかにこれまで前進してきていようと、今後も私たちは前に進んでいくつもりであることを私は期待している。多くのことが、ここ30年間にかけて成し遂げられてきたけれども、公共行政倫理研究の前進のためになされるべきことが、相変わらず数多く残ったままである。

- 1) 行政倫理における定冠詞 the のつく重要課題として確認された関心事についての特別のリストづくりを進めていくことは、強引なことであり、ごう慢なことさえあるかもしれない。学者として必要な謙虚さを犠牲にせずになしうる唯一の方法は、共同の過程におけ

る最初の一步として、そのことを特徴づけることであろう。このことから同僚の皆さんには、私たちの進める共同作業に[皆さんから]興味を得られて、それに参加してもらおうための招待として受けとって欲しいものである。本稿は、ただそうした精神によって提出されている。

- 2) 倫理に関する研究は、私たちにとっては文明の始まりからである。しかしここでのポイントからいえば特別の研究分野としての行政倫理の登場は、その研究の発展に貢献する学者の団と、重要でかつ継続的な流れをなす学問的論文、学会報告、そして学術的な諸コースを伴うことからいうと、ごく最近のことである。行政倫理の始まりは、1970年代中期に見いだせる。詳しくは Terry L. Cooper, "The Emergence of Administrative Ethics as a Field of Study in the United States," in Terry L. Cooper, *Handbook of Administrative Ethics*, 2nd ed., New York: Marcel Dekker, 2001, pp. 1-36.
- 3) 注目に値する例外は、Lawrence Kohlberg の業績にルーツをもつ、Debra Stewart, Carole Jukiewicz, Ann-Marie Rizzo, そして Richard White によってなされた、経験認識的なモラルの発展に対する理論的なパースペクティブによる業績であろう。
- 4) 私は返事をくれた人のオリジナルな形で提出された、いかなる特別の課題も利用してはいない。しかし彼(女)らは、本稿の展開にとって必須となるやり方で、私の思索を活気づけたり刺激したりした。私は自分の思考に対して貢献してくれた、次の人たちに感謝したい。Chtckrles Garofalo をはじめ、John Rohr, Robin Bittick, Pamela Gibson, James Heichelbech, Leo Huberts, Eleanor Glor, Rod Erakovich, Bob Commingham, Daniel Williams である。しかし私は本稿で彼(女)らのアイデアで行ったことに対して、彼(女)らがその責任を負うものではないことを、ここで書き留めておきたい。
- 5) このことは私の経験では、ソーシャル・ワークの学生達の強固な専門職的で倫理的なアイデンティティと対照的である。彼(女)らは自らの専門職規定(コード)と特別の状況におけるその効能について、すぐに口に出すからである。
- 6) Rohr は、実際に疎い公的アドミニストレーターによる道徳的哲学を徹底的に退けた。
- 7) Rohr はまた、公的アドミニストレーターを道徳的哲学者に仕立てる試みが非現実的だろうと論じた。
- 8) 新しい行政学はアドミニストレーターがたくさんの裁量を持たず、自らの政治的主人の希望(wishes)に沿うテクニカルな専門職として自分の仕事を遂行するという仮定にルーツをもつ、当該分野についてのより古い理解に対する挑戦する運動であった。新しい行政学は市民から遠く離れたところにいる倫理的にみて中立的で手段的な思想家として、行政に関する諸概念を拒絶した。彼(女)らの業績は行政の倫理的責務に対する最初の重要な取り扱いや、行政決定への市民参加の重要性をそれぞれ前進させた。彼(女)らの最初に公刊された業績は、Marini (1971) 編の書物として登場した。
- 9) NASPAA は行政学の専門職教育プログラムのある200以上のカレッジと大学からなる全米組織であり、行政学修士号の認証団体である。
- 10) ここで述べていることは、民主主義的ガバナンスが常に安定していることを意味していない。もちろん当該ガバナンスは常に不安定である。ここで意図されていることは、その均衡が度々の激動を経験するかもしれないけれども、その均衡自体を壊すことなくここで

行政倫理における重要課題（堀）

述べてきた変化に適應するかもしれない，そうしたある種のダイナミックな均衡が存在していることである。

- 11) 私はこの言及と洞察に関して，Patricia M. Nickel に学恩がある。
- 12) 私はこの「新しい女性運動」という用語を，1840年代において組織活動が始まり，女性の参政権獲得闘争期に継続した女性運動とは区別して使用する。

参考文献

- Adams, Guy B. 2001. Administrative Ethics and the Chimera of Professionalism. In *Handbook of Administrative Ethics*, 2nd ed., edited by Terry L. Cooper, 291-308. New York: Marcel Dekker.
- Box, Richard C., and D. Sagan. 1998. Working with Citizens: Breaking Down Barriers to Citizen Self-Governance. In *Government Is Us: Public Administration in an Anti-Government Era*, edited by Cheryl Simrell King and Camilla Stivers, 158-74. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Caro, Robert. 1974. *The Powerbroker: Robert Moses and the Fall of New York*. New York: Vintage Books.
- Chandler, Ralph C. 1984. Conclusions: The Public Administrators as Representative Citizen: A New Role for the New Century. *Public Administration Review* 44 (Special Issue): 196-206.
- Chandler, Ralph C., ed. 1987. *A Centennial History of the American Administrative State*. New York: Free Press.
- Chitwood, S. R. 1974. Social Equity and Social Service Delivery. *Public Administration Review* 34 (Special Issue): 29-35.
- Chua, Amy. 2004. *World on Fire: How Exporting Free Market Democracy Breeds Ethnic Hatred and Global Instability*. New York: Anchor Books.
- Columbia Accident Investigation Board. 2003. *Final Report on Columbia Space Shuttle Accident*. Washington, DC: U. S. Government Printing Office.
- Cooper, Terry L. 1982. *The Responsible Administrator: An Approach to the Ethics of the Administrative Role*. Port Washington, NY: Kennikat Press.
- . 1984. Citizenship and Professionalism in Public Administration. *Public Administration Review* 44 (Special Issue): 143-49.
- . 1987. Hierarchy, Virtue, and the Practice of Public Administration: A Perspective for Normative Ethics. *Public Administration Review* 47 (4): 320-35.
- . 1991. *An Ethic of Citizenship for Public Administration*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- . 2001. The Emergence of Administrative Ethics as a Field of Study in the United States. In *Handbook of Administrative Ethics*, edited by Terry L. Cooper, 1-36. New York: Marcel Dekker.
- Cooper, Terry L., and N. Dale Wright, eds. 1992a. *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*. San Francisco: Jossey-Bass.

- . 1992b. Reflecting on Exemplars of Virtue. In *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*, edited by Terry L. Cooper and N. Dale Wright, 324-40. San Francisco: Jossey-Bass.
- Cooper, Terry L., and Diane Yoder. 2002. Public Management Ethics in a Transnational World. *Public Integrity* 4 (4): 333-52.
- Croly, Herbert. 1965. *The Promise of American Life*. Indianapolis, IN: Bobbs-Merrill.
- Denhardt, Kathryn G. 1988. *The Ethics of the public Service*. New York: Greenwood Press.
- Ekirch, Arthur A., Jr. 1974. *Progressivism in America: A Study of the Era from Theodore Roosevelt to Woodrow Wilson*. New York: New Viewpoints.
- Ewing, David. 1977. *Freedom Inside the Organization: Bringing Civil Liberties to the Work Place*. New York: Dutton.
- Flathman, Richard E. 1966. *The Public Interest: An Essay Concerning the Normative Discourse of Politics*. New York: John Wiley.
- Foley, Delores. 1998. We Want Your Input: Dilemmas of Citizen Participation. In *Government Is Us: Public Administration in an Anti-Government Era*, edited by Cheryl Simrell King and Camilla Stivers, 140-57. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Frederickson, H. George, ed. 1974. Symposium on Social Equity and Public Administration. *Public Administration Review* 34 (Special Issue): 1-51.
- . 1982. The Recovery of Civism in Public Administration. *Public Administration Review* 42 (6): 501-8.
- Frederickson, H. George, and Ralph C. Chandler. 1984. Citizenship and Public Administration. *Public Administration Review* 44 (Special Issue): 99-209.
- Frederickson, H. George, and David K. Hart. 1985. The Public Service and the Patriotism of Benevolence. *Public Administration Review* 45 (5): 547-53.
- Friedrich, Carl J., ed. 1962. *The Public Interest*. New York: Atherton.
- Gawthrop, Louis C. 1984. Civis, Civitas, and Civilitas: A New Focus for the Year 2000. *Public Administration Review* 44 (Special Issue): 101-7.
- Gilman, S. C., and C. W. Lewis. 1999. Public Service Ethics: A Global Dialogue. *Public Administration Review* 56 (6): 517-24.
- Goodsell, Charles T. 1990. Public Administration and the Public Interest. In *Refounding Public Administration*, edited by Gary L. Wamsley et al., 96-113. Newbury Park, CA: Sage Publications.
- Haber, Samuel. 1964. *Efficiency and Uplift: Scientific Management in the Progressive Era, 1890-1920*. Chicago: University of Chicago Press.
- Haney, C., C. Banks, and P. Zimbardo. 1973. Interpersonal Dynamics in a Simulated Prison. *International Journal of Criminology and Penology* 1 (1): 69-97.
- Harmon, Michael. 1974. Social Equity and Organizational Man: Motivation and Organizational Democracy. *Public Administration Review* 34 (Special Issue): 11-18.
- Hart, David K. 1974. Social Equity, Justice, and the Equitable Administrator. *Public*

行政倫理における重要課題（堀）

- Administration Review* 34 (Special Issue): 3-11.
- . 1984. The Virtuous Citizen, the Honorable Bureaucrat, and "Public" Administration. *Public Administration Review* 44 (Special Issue): 111-20.
- . 1992. The Moral Exemplar in an Organizational Society. In *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*, edited by Terry L. Cooper and N. Dale Wright, 9-29. San Francisco: Jossey-Bass.
- . 2001. A Dream of What We Could Be: The Founding Values, the Oath, and Homo Virtutis. In *Handbook of Administrative Ethics*, 2nd ed., edited by Terry L. Cooper, 207-26. New York: Marcel Dekker.
- Hart, David K., and P. A. Smith. 1988. Fame, Fame-Worthiness, and the Public Service. *Administration and Society* 20 (2): 131-51.
- Kalu, Kalu N. 2003. Of Citizenship, Virtue, and the Administrative Imperative: Deconstructing Aristotelian Civic Republicanism. *Public Administration Review* 63 (4): 418-27.
- Kennedy, David M., ed. 1971. *Progressivism: The Critical Issues*. Boston: Little, Brown.
- King, Cheryl Simrell, Camilla Stivers, and collaborators. 1998. *Government is Us: Public Administration in an Anti-Government Era*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Leahy, Patrick J. 1978. *The Whistle Blowers: A Report on Federal Employees Who Disclose Acts of Governmental Waste, Abuse, and Corruption*. Report prepared for the Senate Committee on Governmental Affairs. Washington, DC: U. S. Government Printing Office.
- Lilla, Mark T. 1981. Ethos, "Ethics," and the Public Service. *Public Interest* 63 (1): 3-17.
- Los Angeles Times*. 2003. A Lesson for China in SARS. Editorial, April 16.
- MacIntyre, Alasdair. 1984. *After Virtue*. 2nd ed. Notre Dame, IN: Notre Dame University Press.
- Mann, Arthur, ed. 1963. *The Progressive Era: Liberal Renaissance or Liberal Failure?* New York: Holt, Rinehart, and Winston.
- Marini, Frank, ed. 1971. *Toward a New Public Administration: The Minnowbrook Perspective*. Scranton, PA: Chandler Publishing.
- McGregor, E. B. 1974. Social Equity and the Public Service. *Public Administration Review* 34 (1): 18-29.
- Milgram, Stanley. 1974. *Obedience to Authority: An Experimental View*. New York: Harper and Row.
- Morgan, Douglas F. 2001. The Public Interest. In *Handbook of Administrative Ethics*, 2nd ed., edited by Terry L. Cooper, 151-78. New York: Marcel Dekker.
- Nader, R., P. J. Perkas, and K. Blackwell. 1972. *Whistle Blowing*. New York: Grossman.
- Nelson, William E. 1982. *The Roots of American Bureaucracy, 1830-1900*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Pincoffs, Edmund L. 1986. *Quandaries and Virtues: Against Reductivism in Ethics*. Lawrence: University Press of Kansas.
- Porter, D. O., and T. W. Porter. 1974. Social Equity and Fiscal Federalism. *Public*

- Administration Review* 34 (1): 36-51.
- Presidential Commission on the Space shuttle Challenger Accident. 1986. Report of the Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident. <http://history.nasa.gov/rogersrep/genindex.htm>.
- Radey, Charles. 1990. Telling Stories: Creative Literature and Ethics. *Hastings Center Report* 20 (6): 25.
- Ramos, Alberto Guerreiro. 1981. *The New Science of Organizations: A Reconceptualization of the Wealth of Nations*. Toronto: University of Toronto Press.
- Rawls, John. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard University.
- Richardson, William D., and Lloyd G. Nigro. 1987a. Administrative Ethics and Founding Thought: Constitutional Correctives, Honor, and Education. *Public Administration Review* 47 (4): 367-76.
- . 1987b. Self Interest Properly Understood: The American Character and Public Administration. *Administration and Society* 19 (2): 155-77.
- Rohr, John A. 1984. Civil Servants and Second Class Citizens. *Public Administration Review* 44 (Special Issue): 135-40.
- . 1989. *Ethics for Bureaucrats: An Essay on Law and Values*. 2nd ed. New York: Marcel Dekker.
- Schubert, Glendon A. 1957. The Public Interest in Administrative Decision-Making: Theorem, Theosophy, or Theory. *American Political Science Review* 51 (June): 114-15.
- Scott, William G., and David K. Hart. 1979. *Organizational America*. Boston: Houghton Mifflin.
- Stewart, Debra W. 1991. Theoretical Foundations of Ethics in Public Administration: Approaches to Understanding Moral Action. *Administration and Society* 23 (3): 357-73.
- Stivers, Camilla. 1988. *Active Citizenship in the Administrative State*. PhD diss., Virginia Polytechnic Institute and State University.
- . 1990a. Active Citizenship and Public Administration. In *Refounding Public Administration*, edited by Gary L. Wamsley et al., 246-73. Newbury Park, CA: Sage Publications.
- . 1990b. The Public Agency as Polis: Active Citizenship in the Administrative State. *Administration and Society* 22 (1): 86-105.
- . 1991. Comments: Some Tensions in the Notion of the Public as Citizen. *Administration and Society* 22 (4): 418-23.
- . 1994. The Listening Bureaucrat: Responsiveness in Public Administration. *Public Administration Review* 54 (4): 364-69.
- . 1996. Refusing to Get It Right: Citizenship, Difference, and the Refounding Project. In *Refounding Democratic Public Administration: Modern Paradoxes, Postmodern Challenges*, edited by Gary L. Wamsley and James F. Wolf, 260-78. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Timney, Mary M. 1998. Overcoming Administrative Barriers to Citizen Participation: Citizens

行政倫理における重要課題（堀）

- as Partners, not Adversaries. In *Government Is Us: Public Administration in an Anti-Government Era*, edited by Cheryl Simrell King and Camilla Stivers, 88-101. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Vetterli, Richard, and Gary Bryner. 1987. *In Search of the Republic: Public Virtue and the Roots of American Government*. Totowa, NJ: Rowman and Littlefield.
- Vitz, P. C. 1990. The Use of Stories in Moral Development: New Psychological Reasons for an Old Education Method. *American Psychologist* 45 (6): 709-20.
- Warner, H. Langdon, ed. 1971. *Reforming American Life in the Progressive Era*. New York: Jerome S. Ozer.
- Whitbeck, Carolyn. 1996. Ethics as Design: Doing Justice to Moral Problems. *Hastings Center Report* 26 (3): 9-16.
- White, Orion, and B. L. Gates. 1974. Statistical Theory and Equity in the Delivery of Social Services. *Public Administration Review* 34 (1): 43-51.
- White, Richard D. 1999. Public Ethics, Moral Development, and the Enduring Legacy of Lawrence Kohlberg. *Public Integrity* 1 (2): 121-34.
- Whyte, William H., Jr. 1956. *The Organization Man*. New York: Simon and Schuster.
- Wiebe, Robert H. 1967. *The Search for Order, 1877-1920*. New York: Hill and Wang.

謝 辞

本稿の刊行はクーパー教授からの翻訳のご同意はもちろんのこと、著作権者である ASPA ならびに Blackwell Publishing, Inc. の学術研究交流に対する深いご理解があって実現したものである。ここに改めて感謝の意を表明したい。なお同教授のご同意の背景には当然のことながら、当翻訳作業が日本における行政倫理研究の本格的なスタートの契機になることを切に願われてのことであることを強調しておきたい。

This article first appeared in English in *Public Administration Review*, Volume 64, Issue 4, pp. 395-407 (c) American Society for Public Administration. Japanese translation rights arranged with Blackwell Publishing, Inc. through Professor Terry L. Cooper.

付記 本稿は、平成17年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「アジア太平洋諸国における公共部門モダニゼーションの多様性に関する比較分析」（研究代表、小池治）における研究成果の一部である。